

県外法定講習受講承認願

令和5年10月1日

山口県知事殿

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項に規定する講習として、山口県外で開催される法定講習を受講したいので、承認願います。

| | | | |
|------------------|--|--------------------|-------------|
| 氏名 (フリガナ) | 山口 太郎 | 生年月日 | 昭和45年5月5日 |
| 住所 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇-〇〇-〇〇 | | |
| 電話番号 | 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 | 登録番号 | (山口) 第5000号 |
| 山口県内の講習を受講できない理由 | 千葉県在住のため 遠方のため支障があることなどの理由が分かる程度に記載してください。 | | |
| 講習受講予定団体 | 名称 | 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会 | 受講予定日 |
| | 所在地 | 千葉県千葉市中央区中央港1-17-3 | 令和5年〇月〇日 |
| | 会場名 | 千葉県宅建会館 3階大会議室 | |

下線部以下は申請者の記載は不要です。

この申請書は2部提出すること。

(切り取らないこと。)

受講承認に2週間程度かかりますので余裕をもって申請してください。

令5住宅第53-号

県外法定講習受講承認書

上記の者は、山口県知事が、知事の指定した講習を宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習として受講することを認めた者です。

年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政

(切り取らないこと。)

県外法定講習受講証明書

上記の者は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。

年 月 日

講習実施者

印